

実施方針に関する質問・意見に対する回答

No	頁	章	節	項	目	項目名	内容	回答
1	8	1	1.1	1.1.4	c)	図2 本事業における維持管理業務の対象施設の範囲	管理対象外施設について以下ご教示をお願いします。 1対象外施設の従事者が泉北水再生センター内を通行することはございますか。 2対象外施設の電源は各自が受電しているとの認識でよろしいでしょうか。 3対象外施設と泉北水再生センターに関連する事項は全て開示頂けるという認識でよろしいでしょうか。 4対象外施設に起因する障害が泉北水再生センターで発生した場合は貴市のリスク分担という理解でよろしいでしょうか。	1府送泥ポンプ場を管理する関係者が泉北水再生センター内を通行します。その他の施設の従事者は事前連絡のうえ、必要に応じて通行することがあります。 2ご認識のとおりです。 3本業務の維持管理に必要な情報は開示します。 4ご認識のとおり、対象外施設に起因して処理場に障害が発生した場合は、事業者に帰責事由がない限り、市のリスク分担となります。
2	13	2	2.3	2.3.1		表7 募集及び選定のスケジュール（予定）	入札公告後の現場見学会、資料閲覧及び技術対話等の開催は予定されていますでしょうか。	入札公告後も現場見学会、資料閲覧及び技術対話を開催します。実施方針の変更を行っておりますのでご確認ください。なお詳細は入札公告時にお示しします。
3	13	2	2.3	2.3.1		表7 募集及び選定のスケジュール（予定）	現状、入札公告以降は技術対話は実施しないと見受けられますが、要求水準の改訂内容に関しても、貴市と応募者の解釈に齟齬が生じないようにすること、貴市や泉北水再生センターにとって、望ましい事業となる提案を実施することを目的として、入札公告後も技術対話を実施することを検討頂けないでしょうか。	No.2の回答をご参照ください。
4	13	2	2.3	2.3.1		表7 募集及び選定のスケジュール（予定）	入札公告以降は現地見学、資料閲覧は予定されていないように見受けられますが、入札公告後も現地見学と資料閲覧は可能でしょうか。	No.2の回答をご参照ください。
5	13	2	2.3	2.3.1		表7 募集及び選定のスケジュール（予定）	入札説明書等に関する質問及び意見等の回答公表は令和9年2月を予定されておりますが、入札参加資格確認申請書の提出は令和9年1月となっております。入札参加資格に関する質問回答は前倒しで公表頂く理解で宜しいでしょうか。	入札参加資格確認申請書の提出期限については、質問及び意見等に対する回答公表後となるよう設定する予定です。
6	13	2	2.3	2.3.1		表7 募集及び選定のスケジュール（予定）	入札公告（令和9年1月予定）から提案審査書類提出（令和9年5月予定）までの期間が短く、十分な提案検討期間の確保が困難と考えます。本事業は長期維持管理条件、更新計画、SPC組成等を含む大規模かつ複雑な事業であることから、提案審査書類の提出期限の後ろ倒し、又は評価項目・配点等の早期開示についてご検討頂けないでしょうか。	提案審査書類の受付を6月に変更します。実施方針の変更を行っておりますのでご確認ください。なお詳細は入札公告時にお示しします。
7	13	2	2.3	2.3.1		表7 募集及び選定のスケジュール（予定）	令和9年5月の技術審査書類の提出後に、プレゼンテーションや提案書に対するヒアリングの機会を設ける想定でしょうか。	提案書に対するヒアリングを実施予定です。詳細は入札公告時にお示しします。

実施方針に関する質問・意見に対する回答

No	頁	章	節	項	目	項目名	内容	回答
8	16	2	2.3	2.3.7		入札説明書等に関する質問の受付・回答	「提出された質問・意見のうち、市が必要と判断した場合には、提出者に直接ヒアリングを行うことがある。」とあります。ヒアリング内容は全て公表することで、競争条件の統一を図って頂けますようお願いいたします。	公平性の観点から必要と判断した内容は公表します。
9	16	2	2.3	2.3.7		入札説明書等に関する質問の受付・回答	入札説明書等への質問回答について、事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるかどうか、回答の公表の是非については事業者に確認頂けるものと考えて宜しいでしょうか。	回答の公表の是非は市で判断しますので、その点を踏まえた質問を行ってください。
10	18	2	2.5			入札参加者の備えるべき参加資格要件	建設業務と建築工事監理業務を同一の者又は2.4.2に規定する資本金または人事面において密接な関係がある者が兼ねることは認めないとありますが、ここでの建設業務は要求水準書の表1.2（3）本事業の対象となる設計・建設及び撤去業務の※印の建築、建築機械、建築電気と考えてよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
11	20	2	2.5	2.5.2		個別の参加資格要件	設計業務、建設業務、建築工事監理業務、維持管理業務の履行実績として「国、地方公共団体その他公共機関等」と記載ありますが、日本下水道事業団から発注された業務も実績として認められるという理解で宜しいでしょうか。	ご認識のとおりです。
12	20	2	2.5	2.5.2	a)	設計業務を行う者	（3）監視制御設備の履行実績と（4）特高受変電設備の履行実績は、同一の機場ではない別契約の実績でも可との理解でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
13	20	2	2.5	2.5.2	a)	設計業務を行う者	p20に「設計業務を行う者は構成企業又は協力企業とすること。」と記載あります。また、「2管理技術者、照査技術者及び担当技術者は、直接雇用関係を有していること。」とあります。設計業務を行う協力企業と直接雇用関係を有していれば、他の業務を行う者として入札参加した構成企業が雇用関係を有していなくても問題ないとの理解でよろしいでしょうか。	協力企業が実施方針P.20の2.5.2のa)（2）～（5）の参加資格要件を満たしていれば問題ありません。
14	21	2	2.5	2.5.2	b)	建設業務を行う者	（4）2について、「監視制御設備」と「特高受変電設備」の施工実績は、同一契約ではない別契約やそれぞれ別機場での実績でも可との理解でよろしいでしょうか。また、施設規模や容量等の条件はない理解でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
15	22	2	2.5	2.5.2	b)	建設業務を行う者	（5）について、施設規模等の条件はないという理解でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
16	22	2	2.5	2.5.2	b)	建設業務を行う者	解体工事を行う者にも、（5）の施工実績が必要であるという理解でよろしいでしょうか。	解体工事については施工実績を求めておりません。

実施方針に関する質問・意見に対する回答

No	頁	章	節	項	目	項目名	内容	回答
17	22	2	2.6	2.6.1		著作権	「ただし、市は、本事業において公表が必要と認めるときは、提案審査書類の全部又は一部を無償で利用できるものとする。」とありますが、提案書類には企業秘密情報が含まれるため、公表時は事前に公表範囲についての協議の場を設けて頂くようお願いします。	ご意見を踏まえ、検討いたします。
18	23	2	2.6	2.6.2		特許権等	提案書に特許名、特許番号等を記載しても問題ないと理解してよろしいでしょうか。特許番号は応募企業を特定できる可能性があることを踏まえた確認となります。	入札公告時にお示しします。
19	23	2	2.7	2.7.2		SPC の設立要件	SPCの本店を泉北水再生センター内とすることは可能でしょうか。	市と協議し、管理上問題なければ、可能とします。
20	25	3	3.1	3.1.2		表11 リスク分担表（案）	No.2・3「本事業に直接影響を及ぼす」と「上記以外」のようにリスク内容の境界が曖昧な部分は、市や事業者がともにリスクを負うことも想定されます。責任分担の程度や具体的な内容は入札公告時に示すとありますが、判断基準や判断プロセス等、できるだけ明確にしていきたい。	ご意見を踏まえ、検討いたします。
21	25	3	3.1	3.1.2		表11 リスク分担表（案）	法令等の変更（No.3）について、「上記以外の法制度・許認可の新設・変更によるもの」が、事業者の負担となっておりますが、「本事業に直接の影響を及ぼす法制度・許認可の新設・変更によるもの」以外の全てのリスク負担を事業者で負うことは困難であるため、貴市の負担として頂けないでしょうか。	ご意見を踏まえ、検討いたします。
22	25	3	3.1	3.1.2		表11 リスク分担表（案）	税制変更（No.6）について、「上記以外の税制度の変更によるもの」が、事業者の負担となっておりますが、「本事業に直接の影響を及ぼす税制度の変更によるもの」「サービス対価にかかる消費税の変更によるもの」以外の全てのリスク負担を事業者で負うことは困難であるため、貴市の負担として頂けないでしょうか。	ご意見を踏まえ、検討いたします。
23	25	3	3.1	3.1.2		表11 リスク分担表（案）	税制変更（No.7）について、「上記以外の消費税の変更によるもの」が、事業者の負担となっておりますが、「本事業に直接の影響を及ぼす税制度の変更によるもの」「サービス対価にかかる消費税の変更によるもの」以外の全てのリスク負担を事業者で負うことは困難であるため、貴市の負担として頂けないでしょうか。	ご意見を踏まえ、検討いたします。
24	25	3	3.1	3.1.2		表11 リスク分担表（案）	税制変更（No.7）について、設計建設にかかる消費税の変更についても、貴市負担の理解でよろしいでしょうか。	設計建設のサービス対価にかかる消費税は本市の負担となります。

実施方針に関する質問・意見に対する回答

No	頁	章	節	項	目	項目名	内容	回答
25	25	3	3.1	3.1.2		表11 リスク分担表（案）	許認可（No.9）について、「上記以外の許認可等取得遅延」が、事業者の負担となっておりますが、「市の事由による許認可等取得遅延」以外の全てのリスク負担を事業者で負うことは困難であるため、貴市の負担として頂けないでしょうか。	ご意見を踏まえ、検討いたします。
26	25	3	3.1	3.1.2		表11 リスク分担表（案）	見学者対応（No.12）について、見学者自身に責のある事象は、事業者負担ではない理解でよろしいでしょうか。	事業者に帰責事由がない場合は、ご認識のとおりです。
27	25	3	3.1	3.1.2		表11 リスク分担表（案）	住民対応（No.14）について、事業者の提案内容及び事業者が行う業務であっても通常業務の範囲外と認められる場合は（いわゆる過剰なクレームである場合は）、事業者・貴市で協力し対応するという理解でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
28	26	3	3.1	3.1.2		表11 リスク分担表（案）	事業の中止・延期（No.23）について、「上記以外の事業の中止・延期」が、事業者の負担となっておりますが、「市の事由による・・・」以外の全てのリスク（自然災害や予測不能の事象、不可抗力、等）の負担を事業者で負うことは困難です。事業者に起因する事由による事業の中止・延期以外は貴市の負担として頂けないでしょうか。	ご意見を踏まえ、検討いたします。
29	26	3	3.1	3.1.2		表11 リスク分担表（案）	物価変動（No.24および25）について、「一定の範囲内」「一定の範囲を超えた部分」とありますが、一定の範囲や、その改定方法等については、契約書に明記されるとの理解でよろしいでしょうか。	入札公告時にお示しします。
30	26	3	3.1	3.1.2		表11 リスク分担表（案）	不可抗力（No.26）についてはリスク負担を事業者で負うことは困難であるため、貴市の負担として頂けないでしょうか。	ご意見を踏まえ、検討いたします。
31	26	3	3.1	3.1.2		表11 リスク分担表（案）	※1の記載について、不可抗力事象は発生頻度・規模ともに予見が困難であり、事業者によるリスク負担には限界があります。そのため、保険対象外部分については原則として貴市負担として頂けないでしょうか。 上記が不可の場合、一定程度まで事業者が負担する額を定量的に明示して頂けないでしょうか。	入札公告時にお示しします。
32	26	3	3.1	3.1.2		表11 リスク分担表（案）	国の交付金（No.27）について、「事業者の帰責事由により想定されていた交付金が交付されない場合」とは具体的にどのような事象が想定されますでしょうか。想定事象がなければ、本項目は削除頂けないでしょうか。	事業者の帰責事由による工期遅延等により交付金が交付されない場合等を想定しています。
33	26	3	3.1	3.1.2		表11 リスク分担表（案）	用地の確保（No.40）について、要求水準書（案）別紙11で敷地内の利用可能なエリアが示されていますが、資材置き場として、既設汚泥処理施設など工事対象エリアを利用することは可能でしょうか。	施工に支障のない範囲で利用可能です。

実施方針に関する質問・意見に対する回答

No	頁	章	節	項	目	項目名	内容	回答
34	27	3	3.1	3.1.2		表11 リスク分担表（案）	用地の瑕疵（No.41）について、「業務用地の土壌汚染、埋蔵物等による計画・設計変更又は事業者の費用増加等」は貴市のリスク負担との記載がありますが、本事業の土木・掘削作業等において発生する、既設埋設物の撤去及び埋設物支障による移設等が発生する場合は、貴市のリスク負担に基づき、別途設計変更等に対応・協議いただけるものと理解してよろしいでしょうか。	設計変更のルールについては入札公告時にお示しします。
35	27	3	3.1	3.1.2		表11 リスク分担表（案）	工事遅延・未完工（No.45）について、将来、貴市が別途発注する泉北水再生センターの工事件件の影響を受け、本事業の工事完了が遅延した場合は、貴市の事由による工事の完了遅延との理解でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。ただし、別途工事の影響であると客観的に認められる場合に限りです。
36	27	3	3.1	3.1.2		表11 リスク分担表（案）	No.45・47について市の事由による工事の完了遅延又は未完工、工事費の増大に関して、埋蔵物事前調査で発見され本調査が必要となった場合も、市の事由に含まれる認識と考えますがよろしいでしょうか。	市が想定している場所での更新においては、ご認識のとおりです。
37	27	3	3.1	3.1.2		表11 リスク分担表（案）	維持管理費の増大（No.61）について、「上記以外の維持管理費の変動（物価変動を除く）」が、事業者の負担となっておりますが、「市の事由による事業内容の変更等に起因する維持管理費の変動」以外の全てのリスク負担を事業者で負うことは困難であるため、貴市の負担として頂けないでしょうか。	ご意見を踏まえ、検討いたします。
38	28	3	3.1	3.1.2		表11 リスク分担表（案）	施設等の修繕（No.67）について、要求水準書（案）P75では、「突発的業務の額が年度上限額を超えるおそれがある場合は、速やかに市へ報告し、協議を行うこと。」「単件上限額を超える突発的業務は市が実施する。」とありますが、上限額を超える金額について、民間事業者から修繕を申し入れたにも関わらず貴市が実施を認めなかった場合に、維持管理費が増大する場合の費用も貴市側の分担と理解してよろしいでしょうか。	ご質問のような事象が発生した場合は、協議対象とします。
39	28	3	3.1	3.1.2		表11 リスク分担表（案）	工事目的物（機器等）生産中止（No.75）について、「本事業の工事目的物である機器等の生産中止に伴う、工事目的物への損害」とあります。生産中止が、事前告知なく唐突に告知される等、事業者に非を認められない場合は対象外として頂けるとの理解でよろしいでしょうか。	本事業の工事目的物である機器等の選定は、リスクも含めて事業者に委ねられるものであり、選定後に発生する生産中止リスクは原則事業者負担とします。
40	28	3	3.1	3.1.2		表11 リスク分担表（案）	既設改造（No.78）について、要因の一次調査、対応の切り分けですが、本事業の範囲内という理解でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。

実施方針に関する質問・意見に対する回答

No	頁	章	節	項	目	項目名	内容	回答
41	29	3	3.2	3.2.2		契約保証金	本事業は市とSPCが事業契約を締結しますが、業務は設計建設業務と維持管理業務とに分かれます。設計建設業務に対する保証と維持管理業務に対する保証の二つを組み合わせることで問題ないという理解で宜しいでしょうか。 また、堺市契約規則第30条の2各号の適用により履行保証を適用する場合も同様の考えで宜しいでしょうか。	入札公告時にお示しします。
42	29	3	3.2	3.2.2		契約保証金	今回の維持管理業務の事業期間は17年間ですが、類似業務は全国的に見ても過去に例はありません。 そのため、過去の契約金額や契約期間ではなく、業務内容を確認の上、堺市契約規則第30条の2各号の適用をご検討願います。	ご意見を踏まえ、検討いたします。
43	29	3	3.2	3.2.2		契約保証金	維持管理業務において過去の実績から保証金の免除が難しく、履行保証契約を適用する場合は保証期間を17年間通期とするのではなく、各年度の業務量又は金額に応じた単年度契約として頂くようにお願いします。 17年間の長期保証となると、保証金額が膨大になり、事業費の高止まりにつながる恐れがあるためです。	ご意見を踏まえ、検討いたします。
44	32	7	7.2	(1)		交付金及び地方債等	「事業者は交付金又は起債申請等に必要な書類等の作成及び支援を行うこと。」とありますが、事業者の対応範囲は、本事業実施に伴い保有する情報・資料の提供という理解でよろしいでしょうか。それを超える対応が必要な場合は必要な書類作成支援について、事業者に求める業務範囲、提出頻度、実施時期、想定される成果物をご教示ください。	交付金申請に必要な図面や工事内訳書等の資料を想定しております。
45	その他					その他	入札公告時に、評価項目、配点は公表されますでしょうか。	落札者選定基準として公表予定です。

要求水準書（案）に関する質問・意見に対する回答

No	頁	章	節	項	目	細目	項目名	内容	回答
1	4	1	1.2	(4)	イ	(イ)	維持管理の対象施設	維持管理の対象施設は、既設施設・設備を含む泉北水再生センター内のすべての施設・設備であり、事業者は事業開始から既設設備を含むすべての施設・設備を適切に管理・保全し、運用する必要があるという理解でよろしいでしょうか。	技術対話時にいただいたご意見（技術対話における確認事項（要求水準書（案）No.56））を踏まえ、改めて入札公告時にお示しします。
2	4	1	1.2	(4)	イ	(イ)	維持管理の対象施設	第一学校給食センター及びコナズ珈琲の貸付期間終了後に、本事業に影響する工事又は施設整備等の予定がある場合はご教示頂けますでしょうか。	現時点で貸付期間終了後の予定はありません。本事業に影響を及ぼす事項が判明した際には、適宜情報を開示します。
3	6	1	1.2	(5)	ア		設計・建設期間（撤去含む）	「更新対象設備の設計・建設期間については以下のとおりとする。事業契約締結日～令和17年3月31日」とありますが、設計期間と建設期間それぞれの期間指定はないとの理解でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
4	6	1	1.2	(6)	ア		設計・建設及び撤去業務	撤去する施設・設備内には、廃液・廃泥・廃水などは除去されている状況と考えますがよろしいでしょうか。	除去されているかどうかは不明となります。なお、撤去する施設・設備内に残っているものがあれば、除去してください。
5	6	1	1.2	(6)	ア		設計・建設及び撤去業務	汚泥処理施設の撤去に関して、機器等の劣化が著しい状況かと思えます。安全面等から既に撤去された機器等がありますでしょうか。あれば資料提供をお願いします。	塗膜PCB及び煙突を撤去しております。煙突の撤去工事は資料閲覧時に開示しております。
6	6	1	1.2	(6)	ア		設計・建設及び撤去業務	閲覧資料「泉北水再生センター改築事業整備方針ほか検討業務報告書（改築基本設計） 令和7年2月」P3-19に、「各施設における重量を概略算出」と記載があります。その重量概略算出の資料のご提供は可能でしょうか。	入札公告後の資料閲覧時に開示します。
7	8	1	1.2	(6)	ウ		表 1.2 (5) 本事業の対象となる統括管理業務	1事業全体の統括管理、（エ）業務の発注について、統括管理業務における業務の発注とは、SPCから構成企業又は協力企業への発注を指し、構成企業又は協力企業からの再委託（修繕業務や薬品手配など）は対象外という理解でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。 ただし、再委託等についても、法令等に基づいて適切に行われているか管理する義務を負います。
8	14	1	1.2	(9)	キ		注意事項	事業期間内の敷地内での貴市等が発注するその他の工事や近接する別工事の実施時期や内容は、別途開示されるとの理解でよろしいでしょうか。	入札公告時は別紙22の情報までの開示になります。契約後、各工事の実施時期・内容が確定しましたら情報共有します。
9	15	2	2.3	(1)	ア		統括責任者の選任・配置	統括責任者をSPCから選任する場合は、必ずしも代表企業である必要はなく、代表企業以外の構成企業や協力企業から選任することも可能という理解でよろしいでしょうか。	統括責任者が代表企業からの選任でない場合には、SPCからの選任となり、SPCに籍を置く必要があります。

要求水準書（案）に関する質問・意見に対する回答

No	頁	章	節	項	目	細目	項目名	内容	回答
10	15	2	2.3	(1)	ア		統括責任者の選任・配置	「設計・建設期間における統括責任者の変更は認めない…その他の期間における統括責任者の変更については認めるものとするが、市の承諾を受けなければならない。」とありますが、設計・建設期間が完了する時点での変更は認められるという理解でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
11	15	2	2.3	(1)	イ		担当企業との契約、業務担当者の配置及び全体管理	「各業務に必要なとなる責任者及び必要な資格を有する担当者を配置」とありますが、「各業務」とは設計業務、建設業務、維持管理業務を指すとの理解でよろしいでしょうか。また、配置技術者は入札説明書で要求された人員並びに、建業法等の法律上必要な人員という理解でよろしいでしょうか。もし、それ以上の条件（実績、常駐/非常駐、専任/非専任、等）があればご提示をお願いします。	前者の質問については、要求水準書（案）1.2（6）アからウに示す業務を指します。 後者の質問については、ご認識のとおりです。
12	16	2	2.3	(5)			会議等への出席	会議については対面形式に限定されず、オンライン会議等による実施も可能という理解でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
13	16	2	2.5	(1)			セルフモニタリング実施計画書の作成	モニタリング基本計画書は入札公告時に公表いただけるのですが、公告から提案書提出までの期間が短いため、公告前に開示頂けないでしょうか。	モニタリング基本計画書は入札公告時に公表します。
14	17	3	3.1				設計業務の基本方針	設計業務を「基本設計」と「詳細設計」に区分していないが、契約後の設計業務は「詳細設計」からのスタートでよいか。	ご認識のとおりです。
15	17	3	3.1	(1)			業務の対象	「事業者は、要求水準書に規定した“仕様”を満足するように設計を行い、設計図書を作成するものとする。」とありますが、本要求水準書は仕様を固定するものではなく、要求性能を満足する範囲で事業者提案を認める性能発注との理解でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。ただし、一部、仕様を規定しているものがあります。これらについては、仕様発注としてください。
16	18	3	3.1	(3)			業務の開始	「事業者は、契約後、当該工事範囲の実施設計を行い、市の確認を得て、本工事対象施設の施工に着手すること。」とありますが、貴市は確認のみで、承諾行為は無いとの理解でよろしいでしょうか。	当該工事範囲における実施設計の完成検査完了後、市の確認を得て、施工に着手してください。

要求水準書（案）に関する質問・意見に対する回答

No	頁	章	節	項	目	細目	項目名	内容	回答
17	18	3	3.1	(4)			適用基準	関係法令及び基準・仕様等について「設計時点において最新の版を用いる」とありますが、「入札時点において最新の版を用いる」に変更いただきたく存じます（現在の記載内容は、入札時と設計時で法令等大きく変更になった場合であっても、その対応費用は事業者側の責になるため）。	ご意見を踏まえ、検討いたします。
18	18	3	3.1	(5)			設計業務体制	照査技術者について工種間の兼務は可能との理解でよろしいでしょうか。兼務不可の場合は必要な工種をご教示ください。	ご認識のとおりです。
19	18	3	3.1	(5)			設計業務体制	担当技術者について工種間の兼務は可能との理解でよろしいでしょうか。兼務不可の場合は必要な工種をご教示ください。	ご認識のとおりです。
20	18	3	3.1	(5)			設計業務体制	設計業務の配置技術者は設計企業所属に限定されず、構成企業又は協力企業から選任することも認めていただけるとの理解でよろしいでしょうか。	管理技術者、照査技術者及び担当技術者は、少なくとも一人は実施方針P.20の2.5.2のa) (2)～(5)の参加資格要件を満たす企業からの選任が必要ですが、各技術者を複数名配置する際は、その他の構成企業又は協力企業から選任することは可能です。
21	19	3	3.2	(3)			MBR監視制御設備との信号伝送	MBR既設メーカーとの取り合い試験に伴い、既設メーカーしか対応ができない作業が必要となった場合、その対応は既設メーカー以外はできないため、本事業範囲外としていただけてと考えてよろしいでしょうか。	MBR既設メーカーとの取り合い試験は本事業に含みます。
22	19	3	3.2	(4)			環境局浄化ステーションとの信号伝送	既設は自営線による伝送接続ですが、今回要求水準では通信サービスを利用する事が要求事項となっています。想定している通信サービスがあればご教示ください。	通信事業者のVPN回線（ベストエフォートタイプ）を想定しています。
23	21	3	3.2	(5)			監視制御設備更新	「監視制御設備を補完するものとして ITV 設備を設置しても良い。」とあり、ITV設備の更新は任意と読み取れます。一方で、(6)撤去対象にITV設備が含まれています。維持管理に伴い、既設ITV設備を撤去せずに、適切に維持・修繕を行い、継続利用することも任意提案の範囲と考えてよろしいでしょうか。	撤去は必須で継続利用は認めません。

要求水準書（案）に関する質問・意見に対する回答

No	頁	章	節	項	目	細目	項目名	内容	回答
24	21	3	3.2	(5)			監視制御設備更新	ITVカメラは撤去するものとし、事業者にて、監視制御設備を補完するものとして該当しないと判断した場合は、設置しなくても問題ない、と考えてよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
25	22	3	3.2	(7)			留意事項	既設監視制御装置は納入後年月が経過しておりメーカーの耐用年数や保証期間を超過している機器も含まれていると推察しますが、水再生センター運用に支障がないよう、更新・撤去するまでは本事業者によって適切に管理・保全するという理解でよろしいでしょうか。	技術対話時にいただいたご意見（技術対話における確認事項（要求水準書（案）No.56））を踏まえ、改めて入札公告時にお示しします。
26	22	3	3.2	(7)			留意事項	既設設備への機能増設について 機能増設は必要としなくても、貴市と事業者が協議の上で、安定的な施設稼働を担保するために既設メーカの技術員派遣等が必要と判断した場合の費用も事業者負担との認識でよろしいでしょうか。	必要と判断される事由次第と考えるため、協議事項とします。
27	22	3	3.2	(7)			留意事項	監視制御設備の更新工事中も本施設の処理機能に支障が出ないように総合管理棟2階監視室で「一元的に」監視制御できる施工計画とすることと記載があります。新旧切替期間中、一時的に新監視システムと旧監視システムを併用することになりますが、2階監視室にて新旧監視システムのどちらかで監視制御が可能であれば「一元的に」監視できる状態と考えてよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
28	22	3	3.2	(7)			留意事項	「既設設備への機能増設はしなくても監視制御設備の更新は可能」と記載がありますが、新旧切替において、事業者の提案ではなく、既設設備の改造が発生した場合は別途、貴市にて対応いただけるものと考えてよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
29	22	3	3.2	(7)			留意事項	既設監視制御設備の入出力点数、画面・帳票枚数を要求水準書の添付資料として、開示いただけますでしょうか。	入札公告後の資料閲覧の際に参考資料としてお示しします。

要求水準書（案）に関する質問・意見に対する回答

No	頁	章	節	項	目	細目	項目名	内容	回答
30	22	3	3.2	(9)	ア	(ア)	その他	「環境局浄化ステーションにおいて通信装置の設置方法は事業者の提案によるものとするが、環境局の承諾を得ること。」とありますが、提案書提出までに環境局の承諾を得ることは難しいため、ご提案時にはどのような設置方法で積算をすればよいかを貴局でご指定いただけないでしょうか。 または、これまで環境局の間で事前協議した内容や、環境局が求めるスペック・仕様がある場合は開示をお願いいたします。	通信装置の設置方法は、既設通信装置が収納されている盤内または別途収納盤を設けてください。別途収納盤を設ける場合は環境局の承諾を得てください。 要求水準書に記載している信号が問題なく通信可能であれば、通信装置の仕様・スペックは問いません。
31	22	3	3.2	(9)	ア	(ア)	その他	事業開始後に、環境局との協議結果により通信設備仕様等が提案時に想定していた内容から変更が必要となった場合は、設計変更協議の対象になるとの理解でよろしいでしょうか。	設計変更のルールについては入札公告時にお示しします。
32	22	3	3.2	(9)	ア	(ウ)	その他	「初期費用と部分引渡しが終わるまでの通信費用は事業者の負担とする。」とありますが、部分引き渡し以降の通信費用の負担は貴市という理解でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
33	22	3	3.2	(9)	ア	(ウ)	その他	「初期費用と部分引渡しが終わるまでの通信費用は事業者の負担とする。」とありますが、環境局浄化ステーションとの伝送構築が完了し、監視を開始するタイミングで部分引渡しが可能という理解でよろしいでしょうか。	当該設備の完成検査（部分完成検査）完了後、引き渡しが可能となります。
34	24	3	3.4	(8)	ア		責任分界点	【別紙5】場内配線ルート図が記載されておりますが、場内引込ルート上の既設埋設物等の支障は把握できており、問題なく地中電線路の構築が可能なものと想定してよろしいでしょうか。 また、既設地中埋設物の情報はすべて開示頂けるとの認識でよろしいでしょうか。	場内引込ルート上の支障となる全ての既設埋設物等は把握できておりませんが、場内送電ルートは施工可能と考えております。 既設の埋設物の情報は把握しているものはすべて開示します。
35	24	3	3.4	(8)	ア		責任分界点	本事業受注前に地中電線路構築に伴う詳細検討を行うことは不可能と考えます（送配電会社との協議及び試掘調査等の詳細確認が不可能なため）。従って、本事業で発生する地中電線路構築等により、既設支障物の撤去及び移設等が発生する場合や、大幅なルート変更が発生する場合は、別途設計変更にて対応頂けると想定してよろしいでしょうか。	設計変更のルールについては入札公告時にお示しします。

要求水準書（案）に関する質問・意見に対する回答

No	頁	章	節	項	目	細目	項目名	内容	回答
36	24	3	3.4	(8)	ア		責任分界点	区分開閉器盤の設置箇所および【別紙5】に記載がある場内送電ルートについて、埋設物などの調査は完了済で布設可能と考えてよろしいでしょうか。また、送電会社との協議により決定する、と記載がありますが、貴市が事前に協議されている内容についてご教示ください。	場内送電ルートは施工可能と考えております。 送配電会社との事前協議資料は資料閲覧で開示しております。
37	25	3	3.5				非常用発電設備更新	【別紙4】に記載のある負荷リスト（1系施設更新後）の自家発対象負荷が維持管理上最低限必要な負荷であり、この容量以下にはならないと考えてよろしいでしょうか。また、発注者側の要望により、本リストから大幅に対象負荷が追加となり、入札時点よりも発電機容量が大きくなった場合は、設計変更の対象と考えてよろしいでしょうか。	維持管理上必要と考える負荷をリスト化しております。 発注者側の要望により、大幅に負荷が増加となった場合は協議とします。
38	26	3	3.5	(8)	イ		消音設備	敷地境界における騒音検討のため、敷地境界図（CADを含む）ご提供願います。	資料閲覧で開示している資料以外にはありません。
39	27	3	3.6				地下タンク設備更新	非常用発電設備・地下タンク設備更新後、満油引き渡しの必要可否をご教示願います。	既設地下タンクの灯油を移した後の不足分は市で補給します。
40	27	3	3.6	(5)			躯体	地下タンクを設置するために必要となる躯体は、国土交通省の通達「下水道の終末処理場・ポンプ場工事の設計・積算における土木と建築の区分について（平成13年国都下事発第119号）」の分類に基づく、V類（建築構造物）による構造計画と考えますがよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
41	27	3	3.6	(7)			施工手順	地下燃料タンクの新設に伴い、既設自家発電設備棟（一般取扱所）における消防届出の変更が想定されます。消防協議においては、既設自家発電設備が問題なく使用できている場合（過去の申請により許可されている場合）においても、変更届出の際に、現状の法解釈（所轄消防の解釈）に基づき、既存の建屋において改修等を指示されるケースが御座います。消防協議により、既設自家発電設備棟の改修が指示された場合、設計変更にて対応頂けるものと想定してよろしいでしょうか。	設計変更のルールについては入札公告時にお示しします。

要求水準書（案）に関する質問・意見に対する回答

No	頁	章	節	項	目	細目	項目名	内容	回答
42	27	3	3.6	(8)			既設地下タンク内の灯油について	「既設地下タンク内の灯油を移して使用するものとする。」とありますが、移送する際の灯油は、酸化による品質の劣化はないものとして、新設発電機の燃料として使用して問題はないとの理解でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです
43	28	3	3.6	(10)			地下タンク設備更新	地下タンク設備更新にあたり、埋蔵文化財の試掘調査を行うこと、と記載がありますが、文化財が発掘された場合、その後の対応や工期延長に伴う事業者側の負担等については、貴市の責であると考えてよろしいでしょうか。	要求水準書（案）別紙5に記載の燃料貯留槽の場所で更新する場合市の責としますが、それ以外の場所で更新する場合、文化財が発掘された場合の負担等については協議とします。
44	28	3	3.6	(10)			地下タンク設備更新	地下タンク設備更新にあたり、埋蔵文化財の試掘調査を行うこと、と記載がありますが、試掘の手法についてご教示ください。	要求水準書（案）別紙5に記載の燃料貯留槽の場所で地下タンクを更新する場合、当該箇所は試掘調査が実施済みであり、工事実施時には文化財課による立会いが必要となります。そのため、文化財課に埋蔵文化財発掘通知書を提出のうえ、工事着手の10日以上前までに連絡し、日程を調整してください。それ以外の場所で更新する場合、試掘調査の手法について、事前に文化財課と確認協議を行ってください。
45	28	3	3.6	(10)			地下タンク設備更新	埋蔵文化財の試掘調査において、試掘に係る費用は事業者負担とあるが、本事業のサービス対価に含むと考えますがよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
46	28	3	3.7	3.7.1	(1)	キ	建築施設に関する基本要件	「事業者は工事着手前に必要となる関係機関との調整、協議等を行い、建築確認申請等必要な手続を行うこと。」「その他、工事前に必要となる関係機関との協議や消防協議等を行うこと。」「とありますが、契約後の諸官庁との協議において提案時から変更が生じた場合は、設計変更として扱われるという理解でよろしいでしょうか。 事前協議において確認できる範囲は限られている（あくまで事前協議であり承諾ではない）ため、本申請時に協議内容の変更が発生するケースがございます。事前協議内容から変更となるリスクを事業者側で負担することは困難であるため、設計変更にてご対応頂けるようご検討をお願いします。	設計変更のルールについては入札公告時にお示しします。
47	28	3	3.7	3.7.1	(2)		建物の計画に必要な情報等	「事業者は、本設計を進める上で、計画建物の直下で土質調査を実施すること。」「とありますが、土質調査の結果、入札公告資料や資料閲覧にて開示された資料と齟齬が生じた場合は、設計変更として扱われるという理解でよろしいでしょうか。	設計変更のルールについては入札公告時にお示しします。

要求水準書（案）に関する質問・意見に対する回答

No	頁	章	節	項	目	細目	項目名	内容	回答
48	29	3	3.7	3.7.4	(3)		断面計画	建物の耐水化対策について、現在本機場で想定している浸水水位を御教示ください。	撤去する汚泥処理施設付近において、現時点の最新のハザードマップでの津波、洪水、内水による浸水の想定はございません。
49	29	3	3.7	3.7.4	(3)		断面計画	事業期間中にハザードマップの見直し等により浸水想定条件が変更された場合は、法令改正リスクに準じて設計変更協議の対象となるとの理解でよろしいでしょうか。	設計変更のルールについては入札公告時にお示しします。
50	31	3	3.7	3.7.8	(4)		落雷対策	自家発電設備の選定によって、指定数量の10倍未満となった場合、避雷設備は不要と考えますがよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
51	33	3	3.7	3.7.12	(1)	イ	設計基準	変圧器、蓄電池設備が設置される部屋の発熱除去対策については、空調設備による対応とする。と記載があります。これは電気室を対象とし、発電機始動用蓄電池設備が設置されている自家発電電気室は、空調設備による発熱除去対策は不要と考えますがよろしいでしょうか。	入札公告時にお示しします
52	33	3	3.7	3.7.12	(3)		消火設備工事	第四種及び第五種消火設備は危険物施設に関する表現になりますが、電気室等の防火対象物のある施設の消火器も含め市から支給と考えますがよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
53	34	3	3.7	3.7.13	(2)	ア	監視方式	機器異常の状態とは、各機器の故障表示と考えますがよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
54	35	3	3.7	3.7.13	(3)	ア	照明器具	非常照明（バッテリー内蔵形）は、法令確認し不要な場合は設置しないと考えますがよろしいでしょうか。	法令等確認し、不要な場合は設置しなくても問題ありません。
55	35	3	3.7	3.7.13	(4)		電話設備	必要に応じて設置することとし、事業者の提案による、と記載がありますが、事業者にて不要と判断した場合、設置しなくても問題ない、と考えてよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。

要求水準書（案）に関する質問・意見に対する回答

No	頁	章	節	項	目	細目	項目名	内容	回答
56	38	3	3.8	(8)	イ		会計検査対応の支援	「本事業に関わる設計から施工までの書類・図書、設計根拠（比較表、各種計算書、設計内訳書等）を作成、提出すること」とあります。これらは、要求水準書P37にある設計図書に該当すると考えますがよろしいでしょうか。また、「会計検査に必要な書類」とありますが上記の設計図書以外に想定されているものがありますでしょうか。	設計図書以外に施工に関する書類が該当します。
57	39	3	3.8	(8)	ウ	(ア)	協議条件	所轄消防署との事前協議条件の指定数量の倍数の計算方法が5時間換算で計算されているようです。消防協議上、5時間換算の指定数量倍数が要求水準との理解でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
58	42	4	4.3	(9)			既存施設撤去	【別紙13】および(9)ア～エに記載しているもの以外で、撤去のための仮設が必要となった場合は、設計変更の対象と考えてよろしいでしょうか。	設計変更のルールについては入札公告時にお示しします。
59	42	4	4.3	(11)			既存施設撤去	「(11) アスベスト含有建材については、関係法令に基づき適正に撤去等を行い、処分すること。」との記載がございます。（汚泥処理施設の撤去解体を除く）監視制御設備更新・無停電電源設備更新・特高受変電設備更新等に伴うアスベスト事前調査により必要となるアスベスト検体・分析費用は設計変更にて対応頂けるものと想定してよろしいでしょうか。	設計変更の対象とはなりません。
60	42	4	4.3	(11)			既存施設撤去	「(11) アスベスト含有建材については、関係法令に基づき適正に撤去等を行い、処分すること。」との記載がございます。（汚泥処理施設の撤去解体を除く）監視制御設備更新・無停電電源設備更新・特高受変電設備更新等に伴うアスベスト検体・分析結果により、アスベスト含有となった場合の除去費・処分費は別途設計変更との認識でよろしいでしょうか。	設計変更のルールについては入札公告時にお示しします。
61	44	4	4.5	(2)			近隣住民及び事業所対応等	過去工事実績等により、本事業の工事内容を鑑みた場合、住民事前説明等が必須で開催するべきと想定されている地域・事業所等あれば御教示ください。	泉北水再生センター近隣の自治会等を想定しています。

要求水準書（案）に関する質問・意見に対する回答

No	頁	章	節	項	目	細目	項目名	内容	回答
62	52	5	5.1	(1)	オ		工事全般	停電可能時間が非常に短く、かつ晴天が数日続くことが条件とされています。停電可能日の制約、降雨・不明水による延期は、事業者の責によらない工期延期の事由として扱うことが可能との認識でよろしいでしょうか。	降雨による切替作業延期が連続した場合などは工期延期の事由として取り扱います。
63	53	5	5.1	(1)	カ	(ア)	工程管理及び施工管理	「事業者の責により工事遅延した場合、撤去予定設備の機能保全に必要な費用は事業者負担とする」とあります。これはP5、事業期間のとおりに監視制御設備は令和14年3月31日まで、それ以外（特高・自家発）については令和17年3月31日を基準日とし、それ以降に残存している既設設備の、保守点検（法定点検含む）、故障修理、修繕費用等を本事業で負担するということでしょうか。	技術対話時にいただいたご意見（技術対話における確認事項（要求水準書（案）No.56））を踏まえ、改めて入札公告時にお示しします。
64	55	5	5.1	(3)	ウ	(カ)	試運転、性能試験の方法・内容	試運転期間中、既設設備に故障及び不具合等が発生した場合は、発注者側の負担と考えてよろしいでしょうか。	事業者の帰責事由によらない場合はご認識のとおりです。
65	62	5	5.4	5.4.3			保証期間	性能保証とは、新築する建物、更新設備の性能が要求水準に記載された性能を満たしていることを保証することであって、一般的に発生する経年劣化等は性能保証の対象外と考えて宜しいでしょうか。	要求水準書に記載のとおりです。
66	66	6	6.2	(1)	エ	(ア)	その他業務	「泉北送泥ポンプ場」は、図1.2（2）維持管理対象施設の範囲の赤枠「府送泥ポンプ場」及び【別表3】敷地境界線等にかかる各設備の管理区分の「送泥ポンプ場」と同じ施設を指しているとの理解でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
67	67	6	6.2	(2)			保守点検に関する業務	貴市が使用しているアセットマネジメントシステムで求められる点検項目は入札公告時等において、公表いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	入札公告後の資料閲覧の際に保守点検マニュアルを提示します。
68	67	6	6.2	(2)			保守点検に関する業務	「1年に1度点検を行いアセットマネジメントシステムに健全度を入力すること」とありますが、電気設備において健全度があるようでしたら評価基準をご教示いただけないでしょうか。	「健全度評価」は提示する健全度評価シートでの実施となりますが、明確な判定基準はございません。維持管理する者として判断して評価してください。 なお、入札公告後の資料閲覧の際に保守点検マニュアルを提示します。

要求水準書（案）に関する質問・意見に対する回答

No	頁	章	節	項	目	細目	項目名	内容	回答
69	68	6	6.2	(2)	ウ	(オ)	自家用電気工作物の維持及び保安	「電気主任技術者として選任する者は、事業者の役員又は従業員であって、本施設に常時勤務する者を電気主任技術者に選任すること。」とありますが、外部委託を活用することを認めていただくことは可能でしょうか。過度な固定人件費を抑え、LCCの低減に繋がると考えます。	ご意見を踏まえ、検討いたします。
70	72	6	6.2	(3)	ウ	(オ)	ユーティリティー調達量	物品について、数量等を報告することになっていますが、現時点で示されている数量と異なると考えますが、どのように確認される予定でしょうか。	事業開始時に数量確認し、事業終了時に同程度の数量となっていることを確認する予定です。
71	75	6	6.2	(4)	エ	2	事前協議	突発的業務が発生した場合の事前協議について記載されておりますが、突発業務の対象であるかの審査、評価の期間中であっても施設の稼働に必要な応急復旧などは事業者負担で実施する必要があるという理解で宜しいでしょうか。	ご認識のとおりです。
72	82	6	6.2	(7)	カ		グラウンドエリア管理運営業務	「当該業務はSPCから直接請け負った事業者自らが実施しなければならない。」とありますが、グラウンドエリア管理運営業務のみをSPCから維持管理業務を行う企業ではない別の業者へ直接発注することは問題ないとの理解でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
73	99	6	6.11	(1)			改造・改修工事	別紙22「市の更新工事計画」について、設計・建設工事期間中に実施される場合、既設監視設備機能増設が必要となった場合は貴市負担で行う認識でよろしいでしょうか。また部分引渡し後に更新後の監視装置等の機能増設が必要となった場合も貴市負担となる認識でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
74	101	8					危機管理の対応	現地見学会で地下3Fまで多くのポンプが設置されていることがわかりました。これまでゲリラ豪雨等による浸水被害にあわれた経験はありますでしょうか。また貴市において実施されている対策等あればご教示ください。	過去30年間で処理場内の浸水被害は発生しておりません。また降雨による不明水対応運転については「別添資料3 不明水対応運転操作マニュアル」に従い適切な運転操作を実施して下さい。

要求水準書（案）に関する質問・意見に対する回答

No	頁	章	節	項	目	細目	項目名	内容	回答
75	別紙18						水質貸与品リスト	別紙18の貸与リストは最新版に更新される予定という認識で問題ないでしょうか。入札公告時までには壊れるものがあるかと存じます。	ご認識のとおりです。
76	別紙23						土木、建築施設の保守点検及び維持管理	「場内管渠」「污水管、雨水管、人孔」の主な点検内容に「管渠内部（流下、堆積の状況、損傷）等」とありますが、点検範囲としては目視、触診可能な範囲であり、管渠内部に入っている点検ではないとの理解でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりですが、事業者の提案を妨げるものではありません。
77	別添資料6						計画業務（機能保全業務） 参考資料 7汚泥調整槽清掃業務	汚泥調整槽は1槽のみと認識しております。年3回の清掃業務実施時には、槽内での切り替えやバイパス管等の利用により対応するとの理解でよろしいでしょうか。	汚泥調整槽は1槽のみのため槽内での切り替えはできません。またバイパス管等也没有ありません。 【別添資料6】計画業務（機能保全業務）参考資料7の通り、大阪府より提示された送泥停止予定日に合わせて行うことを想定しています。
78	別添資料10						国旗・市旗掲揚マニュアル	「破損、汚損等があれば速やかに交換するなど適正な管理に留意してください」とありますが、事業者が国旗及び市旗を適切に扱っていたにもかかわらず、損傷、汚損等が発生した場合は、実施方針P28リスク分担表（案）（4/4）のNo.64の経年劣化・老朽化による損傷に基づき、貴市負担となる理解でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
79	その他						事業費について	実施方針、要求水準書（案）の各所に「事業者の負担とする」という記載がありますが、本事業の事業費に計上されるという理解でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
80	その他						別添資料について	別添で示されている「仕様書」について、それは「仕様」でしょうか、もしくは「参考資料」扱いなのでしょう。	別添資料に仕様として実施するものは「仕様書」と記載しております。なお、別添資料のうち参考資料について、市が推奨する業務は、市が示す参考資料のとおり実施することが望ましいもので、市が想定する業務は市が示す参考資料を元に、事業者の責任と創意工夫において実施することが望ましいものです。

要求水準書（案）に関する質問・意見に対する回答

No	頁	章	節	項	目	細目	項目名	内容	回答
81	その他						開示資料について	開示頂いた図面や資料と現況が異なる場合、それにより発生する事業者の設計・建設費の増大についてはリスク分担No38により、貴市の負担という理解でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。